

1. 件名：新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【120】

2. 日時：令和4年3月16日 14時00分～15時15分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全規制調整官、忠内安全管理調査官、江崎企画調査官、千明主任安全審査官、服部（正）主任安全審査官、岩崎安全審査官、三浦主任安全審査官、藤川安全審査官、藤田審査チーム員、谷口技術参与

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（電源土木） 他1名

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他16名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 担当※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本ヒアリングについては、事業者から一部対面での開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和3年10月6日 第36回原子力規制委員会 資料1）を踏まえ、一部対面で実施した。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:05	規制庁のハツリです。
0:00:07	それでは時間になりましたので、ただいまから、島根 2 号機設工認のヒアリングを開始いたします。
0:00:14	今日のテーマは、
0:00:15	土石流影響評価及びSA時の荷重の組み合わせの 2 点になりますがよろしいでしょうかどうぞ。
0:00:25	はい。中国電力鹿島です。はい、おっしゃられた 2 件についてお願いしたいと思います。以上です。はい。規制庁の服部です。では本日の説明の進め方について中国電力の考えを説明してくださいどうぞ。
0:00:39	はい。中国電力の鹿島です。まずは、土石流の影響評価、こちらを一通り説明させていただいて、こちらにつきましては質疑を確認させていただいて、
0:00:50	一旦はして次に耐震耐震設計基本方針荷重の組み合わせについて、進めさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。
0:01:00	規制庁の服部です。わかりました。それではまず、資料の確認からお願いします。どうぞ。
0:01:11	中国電力の丈二です。資料の確認をさせていただきます。資料提出日はすべて 3 月 10 日、資料番号N-Sにオカ 083 島根原子力発電所第 2 号機、
0:01:23	指摘事項に対する回答整理表及び島根原子力発電所第 2 号機工認記載適正化箇所、
0:01:31	治療番号N-S2 を 01301 回 03
0:01:36	発電用原子炉施設に対する自然現象による損傷の防止に関する説明書に関わる補足説明資料。
0:01:43	資料は以上になります。
0:01:46	規制庁の服部です。
0:01:47	土石流影響評価に対する資料は確認できましたがそれではよろしいでしょうかどうぞ。
0:01:59	中国電力荘司です。そちらでお願いいたします。
0:02:03	規制庁の服部です。わかりました。それではまず、土石流影響評価について説明を始めてください。どうぞ。
0:02:12	中国電力の小路です。本日は、N-Sに補 01801 回 03 の補足説明資料を用いてご説明させていただきます。
0:02:21	本資料につきまして変更点を工認適正化箇所にもまとめておりますが、説明資料でも黄色ハッチでお示しておりますので、説明資料でご説明させていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:32	補足説明資料の目次のページをお願いいたします。
0:02:38	本日は補足セミ説明資料のうち、赤枠で示した6ポツ土石流影響評価についてご説明します。
0:02:46	ページ番号1ページをお願いいたします。
0:02:51	1ページには、土石流に対する基本方針及び影響評価について記載しております。
0:02:57	2ページをお願いいたします。
0:03:00	図6-1に島根原子力発電所周辺の土石流危険区域をお示しております。
0:03:06	3ページをお願いします。
0:03:09	防波壁は、土石流危険区域の範囲外に設置しているため影響はございませんが、管理事務所4号館が土石流危険区域⑦の、
0:03:18	⑦に含まれており、防波壁に隣接していることから、赤痢により管理事務所4号館が倒壊した場合、及び建物基礎底面の滑りにより、防波壁に影響がないことを次のページ以降でご説明します。
0:03:32	4ページをお願いいたします。
0:03:35	ここでは、土石流により土石流による管理事務所4号館の倒壊による防波壁の影響評価を実施します。
0:03:43	評価は、建物が土石流により倒壊した場合の影響範囲として、建物高さを設定し、この範囲に防波壁が含まれないことを確認します。
0:03:52	なお管理事務所4号館は、地震による波及的影響の防止を目的とし、
0:03:57	は引き側の1スパン、約7メートルを建築し、
0:04:02	防波壁とFeliCaつけるを確保することで、倒壊範囲に防波壁が含まれないよう対策を行います。
0:04:08	なお、先日、3月2日の波及的影響評価のヒアリングにおきまして、波及的影響の観点で、管理事務所4号館を建築したことが分かるよう説明する。
0:04:19	ようご指摘をいただいていたことから、Pのハッチング部分の記載を追加しております。
0:04:24	図6-3と表6-1に示す通り、建築後の管理事務所4号館の倒壊範囲に防波壁が含まれず、
0:04:32	倒壊による防波壁への影響がないことを確認しております。
0:04:36	5ページをお願いいたします。
0:04:41	ここからは、建物基礎底面の滑りによる防波壁系な影響評価についてご説明します。
0:04:47	管理事務所4号館は、地上2階建ての鉄骨造で、基礎は鉄筋コンクリート造の独立基礎となっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:54	6 ページをお願いいたします。
0:04:57	図 6-4、(3)の断面図について、
0:05:00	後程ご説明する風荷重の算定条件が明確になるよう、前回提出資料から、先方の記載を適正化しております。
0:05:09	この適正化は、17 ページの図 6-13 についても同様です。
0:05:14	考慮する荷重は、常時作用する荷重と責任、土石流による土砂の衝突荷重に加え、
0:05:21	管理事務所 4 号館は、風荷重の影響が土石流による土砂の衝突荷重に対して大きいと考えられることから、風荷重との組み合わせを考慮します。
0:05:32	風荷重との組み合わせを考慮する理由を明確にするため、前回資料から黄色ハッチングの部分を追加しております。
0:05:40	7 ページをお願いいたします。
0:05:44	bポツ、土砂の衝突荷重におきまして、Bポツ全体に黄色発注お付けしておりますが、当社の衝突荷重の算定方法、土質定数等の設定値の設定方法、
0:05:54	及び適用性の詳細について記載を拡充しております。
0:05:58	土砂の衝突荷重について、国土交通省告示に示される式 1 から 4 により、土砂の衝突荷重、土石流の密度、土石流の流速、土石流高さを算定しております。
0:06:11	8 ページをお願いいたします。
0:06:15	8 ページ 9 ページには、国土技術政策総合研究所の研究及び砂防す計画策定指針で示される式をお示しております。
0:06:24	7 ページの告示式は、これらの式により算定した値を用いて、土石流衝突荷重を算定しております。
0:06:32	式後、
0:06:33	において、土石流衝突荷重算定地点での土石等の量、出力において、土石流衝突荷重算定時点における、
0:06:41	土石流の流動中の土砂濃度、
0:06:44	9 ページに移りまして、土石流が流下する幅を敷き 7、土石流のピーク流量を七、八でそれぞれ算定しております。
0:06:53	10 ページをお願いいたします。
0:06:57	協力において、土石流衝突荷重算定に用いる分析、
0:07:01	土質定数等の設定値とその設定方法及びそれらの島根サイトにおける適用性について一覧でお示しております。
0:07:10	表の上から 4 行目、基準地点を流下する土石等の量につきましては、現地調査結果に基づき設定をしております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:17	下から 2 行目及び 1 行目の土石流が流下する地点の平均勾配につきましては地形図から算出しております。
0:07:25	その他の土質定数等につきましては、砂防指針に基づき一般値を設定しております。
0:07:31	これらの設定方法及び適用性の詳細につきましては、次のページ以降でご説明します。
0:07:37	11 ページをお願いいたします。
0:07:41	ローマ数字(1)粗度係数nにつきましては、砂防指針に基づき、番地-0.1 を採用しておりますが、砂防指針の参考資料では、土石流衝突荷重算定の対象となる。
0:07:53	土石流のフロントビューと、
0:07:55	戦闘部の図、想像係数は 0.1 から 0.2 とされております。
0:08:00	その係数が小さいほど、土石流の流速は大きくなり、土砂の衝突荷重は大きくなることから、保守的に 0.1 を採用しております。
0:08:09	12 ページをお願いいたします。
0:08:12	ローマ数字(2)基準地点を流下する土石等の量。
0:08:16	につきましては、自社調査及び島根県による現地調査結果に基づき設定しております。
0:08:22	実際、自社調査及び島根県調査との比較結果の詳細につきましては、それぞれ参考資料 1、参考資料 2 でご説明いたします。
0:08:31	ページを飛びまして 21 ページをお願いいたします。
0:08:42	参考資料 1、検証対象とした現地調査結果。
0:08:46	に、黄色ハッチをつけておりますが、墓石等の量の算出に関わる説明充実化のため、参考資料 1 を、前回提出時から追加しております。
0:08:55	土石流衝突荷重算定における土石等の量の算出のため、現地調査の詳細についてお示しております。
0:09:03	現地調査については、平成 27 年から 28 年に実施し、
0:09:08	継承の状況を確認するとともに、軽傷の横断スケッチ、元状況写真の撮影及び簡易貫入試験を実施しております。22 ページをお願いいたします。
0:09:20	21 ページにお示した調査方法をもとに、22 ページに示す式により、移動可能土砂量を算定しております。23 ページをお願いいたします。
0:09:32	図 4 において、土石流危険停留なの。
0:09:36	底流横断測線位置図をお示し、23 ページから 24 ページの図 5 において、現地調査の結果をお示しております。
0:09:45	25 ページをお願いいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:48	表 1 に、土石流危険渓流なの、移動可能土砂量をお示しております。各測定において、
0:09:55	22 ページの式の通り、侵食幅BD等浸食深リーのセキにより、
0:10:02	侵食可能断面積を算定し、
0:10:05	停留の延長、延長かけることでそれぞれの渓流の土砂量を算出しております、
0:10:11	土石流危険渓流の全体の移動どっかの土砂量を 980 立米と評価しております。
0:10:18	26 ページをお願いいたします。
0:10:22	参考資料 2、島根県調査結果との比較として、黄色ハッチおつけしておりますが、分析等の量の算出に関わる説明充実化のため、参考資料 1 と同様、前回から追加しております。
0:10:34	参考資料 1 で示した、現地調査と島根県による現地調査結果を、の比較結果をお示しております。
0:10:42	島根県は、平成 13 年に現地調査を実施しております、
0:10:46	島根県が調査を実施した渓流のうち、今回対象の
0:10:51	知見経理 7 の比較結果を次のページ以降にお示しております。
0:10:56	27 ページをお願いいたします。
0:11:00	27 ページから 28 ページによって、危険渓流 7 の渓流の現地調査と当社による現地調査の比較をお示しております。
0:11:10	29 ページをお願いいたします。
0:11:15	島根県の調査以降、図 2 の通り、係留の一部は、敷地造成により改変されております、
0:11:22	図 2 の左の平面図中、渓流I-3 が、敷地造成後になくなっていることから、
0:11:28	移動可能土砂量の比較に当たりまして、改変区間を考慮し、表 1 の通り、島根県調査結果を 1170。
0:11:35	立米に要請しております。
0:11:38	ページを戻りまして 12 ページをお願いいたします。
0:11:45	上から 5 行目から説明させていただきます。
0:11:49	セキ等の量につきまして砂防指針によりますと、渓流内に複数ある流路のうち、流路が同時に土石流発生する可能性が低いことを考慮して、
0:11:59	移動可能土砂量が最大となる流路一般のみを対象として、衝突荷重を評価することとしております。
0:12:06	今回の係留であれば、図 6-8 にお示しております流路流路②の、
0:12:13	移動開始移動可能土砂量を、そ、使用しますが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:17	今回の衝突荷重算定におきましては、すべての流路から同時に土石流が発生する事象を想定し、
0:12:24	保守的に堆積厚算定時に用います溪流全体の移動可能土砂量を採用しております。
0:12:30	結果としまして参考資料でご説明した、実際自社調査による 980 立米と、
0:12:36	島根県による調査結果 1170 立米を比較し、
0:12:39	両者を包絡した上で保守的に線のくらいで切り上げた 2010 秒基準点を流下するうセキの量として評価しております。
0:12:48	13 ページをお願いいたします。
0:12:52	ローマ数字(3)土石流に含まれる歴ドイカの密度については、砂防指針に基づき、一般値 2.6 トンパー立米を採用しております。
0:13:02	地盤の支持層、支持性能に示している電力の岩石の単位体積重量は、
0:13:07	2.6 トンパー立米程度であり、
0:13:10	砂防指針値と同等であることから砂防指針値を採用しております。
0:13:15	ローマ数字(4)土石流に含まれる流水の水につきましては、砂防指針に基づき一転 2 トンパー立米を採用しております。
0:13:24	14 ページ図 6-10 の通り、河川砂防技術、
0:13:28	基準では、流水の一般的な密度は 1.0 何%立米、もしくは 1.2 トンパー立米とされておりまして、
0:13:36	流水の密度大きいほど土石流衝突荷重が大きくなることから、保守的に 1.2 トンパー立米を採用しております。
0:13:43	14 ページをお願いいたします。
0:13:47	ローマ数字(5)土石流に含まれる土石等の内部摩擦角ファイバー図 6-9 の通り、砂防指針で 35° として予定をされております。
0:13:56	また、図 6-11 に示しておりますが、
0:14:00	道路、道路高もイド指針におきましても、
0:14:03	力撃まじり砂の内部摩擦角は 35° もしくは 40° とされており、
0:14:09	内部摩擦角が小さいほど、土石流衝突荷重が大きくなるため、
0:14:13	ご指摘 35 度を採用しております。
0:14:16	15 ページをお願いいたします。
0:14:21	ローマ数字(6)土石流が流下する土地の勾配については、砂防指針に基づき、衝突荷重算定時点からの上流 200 メートルの平均勾配と、
0:14:31	係留基準地点から上流 200 メートルの平均勾配それぞれ地形図から算出しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:37	それぞれの勾配につきましては複数ある流路のうち、移動可能土砂量が最も多い流量にて、平均勾配を算定しております。
0:14:45	16 ページをお願いいたします。
0:14:49	今回の土石流衝突荷重では、告示の式により算定一対一の値を土砂の衝突高さとして評価しております。
0:14:57	また、溪流内において確認された転石について、
0:15:00	粒径 0.5 メートル未満となるよう区割りを行うため、小割りした転石が土石流に取り込まれ相衝突対象物に到達することを考慮しまして、土石流で衝突高さの下限値を 0.5 メートルに設定しております。
0:15:15	17 ページをお願いいたします。
0:15:18	協力の 2 に設定した土砂の衝突荷重と衝突高さをお示ししております。18 ページをお願いいたします。
0:15:27	風荷重は、建築基準法に基づき島根原子力発電所が立地するマツイ市の基準風速 30 メートル/secより算定しております。
0:15:36	18 ページから 19 ページにかけて、風荷重の算定条件を明確にするため、前回資料から算定式や評価条件の表を追加しております。
0:15:45	20 ページをお願いいたします。
0:15:50	許容限界としては、弱 46011987 に示される試験に算定した、底面地盤のせん断抵抗力としております。
0:15:59	なお、建築基礎構造設計指針において、基礎底面の摩擦力として 0.64 から 0.6 という値が示されていることを踏まえまして、単純とファイル値は 0.4 としております。
0:16:11	記号説明の末尾に黄色ハッチングをつけておりますが、許容限界の算定条件として、説明を充実したものとなります。
0:16:19	また摩擦係数にも黄色ハッチングおつけしておりますが、前回資料では摩擦力としていたものを、誤記訂正したものとなっております。
0:16:27	評価結果を表 6-7 に示しております。
0:16:31	土砂の衝突荷重及び風荷重による水平力に対し、基礎底面の摩擦抵抗力は十分な裕度を有しており、基礎底面の滑りによる棒配筋の影響がないことを確認しております。
0:16:43	ご説明は以上になります。
0:16:50	規制庁のハツトリです。説明ありがとうございます。
0:16:54	それではただいまの説明に対して何点か確認をしていきたいと思っております。
0:16:59	まず私から何点か確認します。
0:17:04	7 ページ 8 ページをお願いいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:09	と先ほどの説明今回土石流による衝突荷重算定の式においては、
0:17:18	土石流による家屋被害範囲の設定方法に関する研究の式等、
0:17:25	砂防計画策定指針の式の、
0:17:29	両方を使ってる。
0:17:32	という説明がありましたけれども、
0:17:35	これら両方の指針類の式を、
0:17:40	混在させて使ってるという理由を説明してください。どうぞ。
0:17:48	はい。中国電力のユリです。
0:17:50	当間混在というかですね土石流衝突荷重FDを求めるにあたって告示式だけではなく、こちらに記載の(5)でございまして(6)の式が必要でございまして、
0:18:04	それをこういった砂防指針に基づいて設定しているものでございます。
0:18:10	こちらの先行炉でしたり、自治体もそうだと思うんですけども基本こういった式を使っているという認識をしております。以上です。
0:18:21	規制庁の服部です。
0:18:23	一般的にこういう式を使ってやられてるということで中国電力もそれに倣ったということ。
0:18:32	だという説明ということは理解しました。
0:18:35	ちなみに、
0:18:37	例えば基本的には砂防指針。
0:18:40	でやっている。
0:18:42	その中で、砂防指針に含まれてない。
0:18:46	式については
0:18:49	技術総合研究所の研究による式を使ってるというような理解なのか。
0:18:57	それとも砂防指針にはあるんだけれども、
0:19:00	あえて、
0:19:02	国道技術政策研究所の式を使っているということなのか、どちらなのでしょうかどうぞ。
0:19:11	中国電力のユリです。
0:19:12	今服部さんがおっしゃった前者の方であると認識しております。以上です。
0:19:18	規制庁の服部です。はい、わかりました。
0:19:21	それでは 12 ページをお願いします。
0:19:24	これは記載について少し確認なんですけれども、先ほどの説明でわかったんですけれども、
0:19:30	表 6-3 に、移動可能土砂量として衝突荷重算定時、
0:19:38	には 980 立米を使います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:41	危険区域に堆積する実際の全量としては、保守的に丸めると 2000 立米です。
0:19:49	ということで 2000 立米を使ってるという説明だったんですけども、
0:19:54	少しその衝突荷重算定時には、980 を使うんです。
0:20:01	と言ってるのに使っていないというのが少し紛らわしくあったので、
0:20:05	あえて確認なんですけれども、ここで衝突荷重算定時、
0:20:10	という。
0:20:11	記載については、どのような考えで記載になってるんでしょうかどうぞ。
0:20:21	はい中国電力のユリです。こちらの 12 ページの上から 4 行目辺りにちょっと記載しております通り、砂防指針によると基本一般の土石流による衝突荷重ということで、
0:20:35	ちょっと説明不足だったんですけどもこちらの表の 6-3 のですね 9 は 980 ではなくて、1 と 2 と 3 の流路を比較した時に一番大きい 750 を、
0:20:46	使うのが一般的でございまして、
0:20:49	それに対して、今回は 2000 立米の
0:20:53	堆積厚算定に用いた時の土砂量ということでかなり保守的なものを使っていますということを、説明したいがため、こういう記載になってます。
0:21:02	以上です。
0:21:05	規制庁の服部です。少しわかりにくい記載になっているので、今の説明を正確に書いてもらうことができますか例えばここというのは先ほどの説明だと、衝突荷重算定時ではなくて、
0:21:18	一般の土石流による堆積土砂量、
0:21:22	ということなんです。戸田。
0:21:25	何々時って書いてるから堆積土砂量と書くのはちょっとなかなか難しいかもしれないですけど、そういう意味なんですよねどうぞ。
0:21:35	はい中部電力のユリです。おっしゃる通りでございましてちょっとわかりにくい記載に確かになっておりますので、
0:21:42	修正をしたいと思います。今回の
0:21:46	衝突荷重の算定につきましては、こちらの 2000 円という数字を使っておりますので、そちらもちょっとわかるように明記したいと思います。以上です。
0:21:55	規制庁のハツリですはいわかりました。
0:21:59	20 ページをお願いします。
0:22:01	これも単なる事実確認なんですけれども、
0:22:04	許容許容限界に佃の式で使っている。
0:22:10	底面の有効最下面積 229 立米形でというのは、
0:22:14	この独立基礎の底面面積の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:18	累計が 229。
0:22:21	平米というふう理解すればよろしいでしょうかどうぞ。
0:22:27	はい。中国電力の仲村です。はい、ご理解の通りでございます。独立偽装の底面積の合計中は 229 平米になっております。以上です。
0:22:37	規制庁のハツトリですはいわかりました。
0:22:40	それでは 24 ページをお願いします。
0:22:44	24 ページのA3 のところ
0:22:47	下から 2 行目。
0:22:51	斜面状況露頭状況から、土石流発生予想深さを求めたという記載になっています。
0:22:58	この記載については 4 と同じ記載になってるんですけども、
0:23:02	3 については、
0:23:04	斜面状況やあ、露頭状況から求めたのではなくて、
0:23:09	会館の試験があるので、その結果をもとに求めたのではないのでしょうかどうぞ。
0:23:20	はい。中国電力のユリでございます。おっしゃる通りでして、斜面状況露頭状況からも想定はしてるんですけど最終的にはこちらの簡易管理試験の定量的な値により設定しております。
0:23:34	記載は適正化したいと思います。以上です。
0:23:38	規制庁の八田です。そうですね記載は正確に書いていただいた方がわかりやすいと思いますのでよろしくをお願いします。
0:23:45	27 ページをお願いします。
0:23:50	27 ページの現地猪調査の方なんですけれども、
0:23:54	横断測線A3 で代表させている。
0:23:58	というのは、前の方のページからもわかりますが、
0:24:03	これも
0:24:06	記載の部分だけかもしれませんが、
0:24:09	鳥根県の 1 市に相当するのは、現地調査では、5 名の
0:24:17	本来英語の写真とカー断面図を載せた上で、
0:24:23	28 ページの、
0:24:25	A3。
0:24:27	に代表できるんですということで、それに代表させてるという説明の方が、
0:24:35	何となくわかりやすい気もするんですけども、中国電力の考えを説明してください。どうぞ。
0:24:43	はい中国電力のユリです。おっしゃる通り、こちらで

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:49	A3 で代表させてる旨の文章だけだとわかりにくいと思いますので、
0:24:55	そういった写真をつけてですね、その上で代表させている旨をちょっと記載したいと思います。以上です。
0:25:02	規制庁の服部ですは。はい、わかりました。私からは以上になります。他に確認する点がある方お願いしますどうぞ。
0:25:18	規制庁のタニグチです。
0:25:20	一つ確認をお願いしたいんですけども。
0:25:26	8 ページ目のところに、
0:25:29	平均勾配土砂濃度を計算するためのオダ。
0:25:34	平均勾配が下の式があって、
0:25:38	基準地点の上流 200 メートル区間の平均勾配、
0:25:43	表現がありますけれども、
0:25:46	これに関しては、
0:25:48	15 ページ目のところに、
0:25:52	移動可能土砂量の最も多い流量で、
0:25:56	流路で平均勾配を算定すると書いてあるんですが、
0:26:00	具体的には、移動可能土砂量の最も起きる炉っていうのはどここのことを示しますでしょうか。
0:26:15	はい。中国電力のユリです。12 ページをお願いいたします。
0:26:21	12 ページの中段のところに表の 6-3 ということで移動可能土砂量、こちらを示しておりますけども、
0:26:29	そちらの真ん中ですね衝突荷重算定時の列を見ていただきますと、
0:26:35	流量 02 のところが 750 になっております。
0:26:38	こちらが、各流路の中で最大と思っております、
0:26:42	この流路における、先ほどの $\theta$ ですね、それを算定してございます。以上です。
0:26:50	はい。そういうイメージだとは、わかりました。ただこのイメージとしては、
0:26:56	移動可能土砂量の最も多い、流路 2 で計算するという表現をするのが適当ではないかと思うんですけども、それで計算した結果が、
0:27:08	下の勾配設定イメージ図の 6-12-14.9 度という工場になって、
0:27:14	これは流路に流路 2 で計算した結果ですっていうふうに記載をすればいいんじゃないかなと思うんですけど。
0:27:21	非常にわかりにくいので、その表現の仕方を考えていただきたいんですけどいかがでしょうか。
0:27:31	はい中国電力のユリです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:35	おっしゃる指摘を踏まえまして 15 ページに、土石流の流下する土地の勾配 $\theta$ と $\theta_0$ の詳細な算出方法を記載しておりますけども、
0:27:46	こちらに P12 に飛ばすようにいたしまして、12 ページの流路にて算定しましたということをお知らせしたいと思います。以上です。はい。表現をわかりやすくしてください。よろしく申し上げます。以上です。
0:28:03	中国電力ユリです。承知いたしました。
0:28:17	規制庁のフジカワです。
0:28:19	資料の 4 ページの方お願いします。
0:28:27	4 ページ、今回資料追記いただいた部分についてですけれども、これ私のコメント部分なのでちょっと
0:28:35	確認しますけれども、
0:28:38	ここを今回追記いただいた。
0:28:40	ことについて私の問題意識 3 月 2 日のヒアリングの時にいったこと、問題時期ちょっともう一度お伝えすると、この資料全体見たときに、
0:28:50	土石流によって、結局建屋は活動しないけれども、
0:28:55	倒壊防止による波及的影響を防ぐために減築するって書いてあって、
0:29:02	そのロジックにちょっと違和感があったので、地震による波及的影響の話をちょっと書いてくださいというそういう旨でちょっとお伝えしたんですけれども。
0:29:12	だから管理事務所 4 号館の減築飲む主目的はここで書いてるとあくまでその波及的影響防止を目的として、
0:29:20	いる。
0:29:23	また
0:29:24	仮に土石流で東海同じ転倒した場合においても、もう廃棄に波及的影響はないよというふうに、
0:29:33	資料から私は理解したんですけれども。
0:29:35	その認識で間違いはないでしょうか。
0:29:41	中国電力の仲村です。はい、ご理解の通りでございます。地震による波及影響のを目的として、減築を行っております、その結果土石流により仮に倒壊したとしても、後背景影響がないと。
0:29:53	いうことをこれとこの資料でご説明しております。以上です。
0:29:59	規制庁の藤川です承知しました。
0:30:02	今のお話を踏まえてですね、
0:30:05	指摘事項に対する回答整理表の資料、
0:30:09	の方見てもらっていいですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:12	指摘事項に対する回答整理表で、今回、ナンバー147、許可時からの申し送り事項として、
0:30:22	記載回答、回答を記載してくださっているんですけども、
0:30:27	コメント内容を見ると、
0:30:30	読み上げますと土石流により崩壊伝統及び活動する施設の有無について質問しているんですが、
0:30:39	回答をよくよく読んでみますと、倒壊と活動は、
0:30:46	書いてるんですけども、何か店頭の話が書いていないんですが、
0:30:51	コメントない一応その店頭の話もしているので回答の方でもちょっと店頭の、
0:30:58	対してちょっと回答をして欲しいなと思ってるんですけども。
0:31:03	そこについてちょっと、
0:31:06	考えをお聞かせ願えますでしょうか。どうぞ。
0:31:17	はい。中国電力の中村です。江藤コメントに対してちょっと十分な回答内容になっておりませんでした。衛藤。
0:31:25	回答内容の倒壊または転倒のうち倒壊については江藤店等も含めた影響というふうに理解して記載をしておりましたが、
0:31:35	記載が十分ではありませんでしたのでコメント内容の記載に沿って、倒壊転倒及び活動によってというふうに訂正させていただきたいと。
0:31:45	思います。またちょっとコメント内容の中で転倒及び活動の活動の漢字が誤っておりましたのでこちらも合わせて修正させていただきます。以上です。
0:31:56	は、規制庁フジカワです回答について承知しました。この活動の5人を修正いただいて、
0:32:03	ヒアリング全般にることなんですが、コメント内容で聞いてることについては、網羅的にすべてその回答の方で答えていただきたいと思っておりますので、
0:32:13	そこはちょっと今後も同席のところだけじゃなくて、
0:32:17	全体的にそのように、耐ドイ対応いただければと思います。
0:32:22	私からは以上です。
0:32:31	規制庁の服部です。他に確認する点ある方お願いします。どうぞ。
0:32:37	よろしいでしょうか。
0:33:01	あ、規制庁チギラです。今藤川の方からあった転倒の話なんですけど、ちょっと何ですかね。
0:33:12	ロジック、このロジックがですねちょっとわかりにくいなっていうのが、読んでてありますので、その辺もですねちょっと
0:33:24	冒頭でですねちょっと考え方というかですねその辺をですね

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:30	組み立ててですねそれでせ、説明をお願いできればなというふうに思いますが、
0:33:36	いかがでしょうか。
0:33:42	中国電力の中村です。衛藤少しちょっと確認させていただきますけれども、ご指摘の趣旨としては、東海または衛藤、
0:33:52	転倒による影響範囲として、衛藤小の建物高さを設定しているそういったロジックの説明の記載の充実という趣旨で、
0:34:01	消火、お願いします。
0:34:17	規制庁だけですが、
0:34:18	多分ですね。
0:34:20	すごく設計した人だったらこの程度で大体理解できるのかなと思うんですけど、当初、国出す図書ってそういうもんじゃないので、
0:34:30	もう少しわかりやすさの観点で書いた方、
0:34:34	書くべきではないかという話なんですね。
0:34:38	例えば、
0:34:39	転倒等を、と東海に関しては離隔をもってオーケーとしている。
0:34:46	一方で活動は、
0:34:48	何でやっているのっていう話があって、活動は、
0:34:52	考えてみればこのエリアが縮まる可能性が動く。
0:34:58	移動すると建屋がだからやっている。
0:35:01	んなんだけども、じゃあ
0:35:04	転倒と倒壊と活動と同時に起きたらどうなるのっていう話があって、
0:35:09	それは、
0:35:11	多分活動しなければオーケーなんだけど、
0:35:14	いわゆるこの設計の基本的な考え方は何をもって、A区、
0:35:21	問題課題をクリアしようとしているかっていうことを、あらかじめ、当たり前の話なんだけど、普通の設計者から考えればさ、そこはやっぱり丁寧に最初の冒頭に書くべきじゃないかなっていうことだけなんですけど。
0:35:34	ご理解いただきました。
0:35:38	はい。中国電力の橋元です。江崎さんおっしゃられたことをよくホリと理解しました。
0:35:45	具体的には1ページの6ポツのところに、基本方針を記載しておりますので、
0:35:52	こちらの方でその辺りしっかり記載を充実させていただきたいと思います。以上です。
0:36:01	35分。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:03	あともう1個あって、
0:36:06	内部摩擦角の話でね、
0:36:09	道路土工で35度っていう話があるんだけど、
0:36:12	二つあって35度よりも小さくなる。
0:36:16	可能性ってあり得るんじゃないかなと思っていて、それはなぜかっていうと、
0:36:21	もともとの35度とこう書いてあるのは元からある物性値ほどのぐらいかとは言 ってはいるんだけど、風化して努責シグナルやつがそんな差っちゃうこともある のかなっていう話はこれはそもそも論なんだけどねそれがコメントではないん だけど、
0:36:35	それから、今みたいな原点から考えるとね、14ページの道路土工の表って言 った時にサギってかなりね、基礎地盤の普通の一般建屋とか土木構造物の
0:36:47	を基礎地盤にしていいぐらいの地盤の下地盤なんだよね。それがそもそも土 石流になるのかなっていう話を考えたときにちょっと、
0:36:56	心もとないなと思います。
0:37:00	いろいろと地盤の支持性能を調べていくと、旧表土とか、上の人はちょっと人 工的ではあるんだけど、20度というのがありますって、さすがにシームって いうのはな。
0:37:11	看板中何かそれはないなと思うんだけど、
0:37:15	中には敷地内ではその20度のものもあるということで、その一つの不確か さ。
0:37:21	実際に現地のところなんて、
0:37:24	相当大量に堆積線で調査したとしてもしきれないとは思いますが、それを行 った時にその20度ぐらいで、この道路土工の表の中でも、年生だとか、一部 20とかありますよね。
0:37:36	そういうのを考えた時に不確かさを振って、20度っていうのがどうぐらい感 度があるのか。
0:37:41	多分あまり感度ないんじゃないかなと思うのと、
0:37:44	活動に対して裕度が相当ね、あるからこれで結果が変わるとは思えないんで すけど、その辺はですね、ただ、いきなり35度という、
0:37:54	話を切り換えてもいいんだけど、基本的には不確かとしてそのぐらいまでして も問題ないとした方が、
0:38:01	説明性は高いんだと思いますがいかがでしょうか。
0:38:09	はい。中国電力の李です。おっしゃっている点理解いたしました。
0:38:15	Φ35度をですね、影響検討としてももう少し低減したもので、どのような形になる かっていうのを、算定して実施したいと思います。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:33	はい。規制庁千田です。わかりましたちょっとファイの方はですね、ちょっと不確かさということで
0:38:40	そこで大きく影響しないかもしれないですけどそのあたりですねちょっと確認いただいて説明いただければというふうに思います。
0:38:49	はい。以上です。
0:38:53	はい、中国電力ユリです。承知いたしました。
0:38:57	規制庁の服部です。
0:38:59	他に確認する点ある方お願いしますどうぞ。
0:39:06	規制庁の三浦です。ちょっと単に確認です。17 ページ。
0:39:11	もう、建築された
0:39:14	建物の図面が載ってますが、
0:39:17	この建物的側には入ってるんですよね。
0:39:27	はい。中国電力の仲村です。この建物基礎梁は入っておりません。以上です。入ってないんですか。はあ。
0:39:36	そうするとあれですねえ。
0:39:39	活動のトータルで見てるから構わないのかもしれないけれど、
0:39:43	テキスト底盤もう全面セキ 2、使って抵抗力出すっていうのはちょっと、
0:39:49	理屈たないというか構造と合わないってことをちょっと思うんですがそのようにお考えですか。
0:40:04	はい。中国電力の仲村です。こちらの建物 1 回位の床がドアスラブを打設しておりますので、衛藤、牧側にはないんですけども、
0:40:16	荷重方向の独立基礎間の荷重の伝達は多少は生じるのではないかと考えております。以上です。
0:40:26	ちょっと、
0:40:28	非常にね、
0:40:29	安全率、許容限界に対しても安全率が大きいので、特に問題はないと思うんですが、
0:40:35	ちょっと本当はあれですよこれ前、定年だ面積で抵抗力を出すっていうのは、
0:40:43	ある意味、過剰とも思えるんですが、
0:40:47	どうですか。
0:41:03	16 年か。中国電力橋元です。少々お待ちください。
0:42:25	はい。中国電力の中村です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:29	少しちよつとこの評価の内容についてご説明させていただきますと、先ほどのご質問の中でもありました通りこの建物の基礎の摩擦力を負担する部分としては、独立偽装の
0:42:42	底面積のみで負担するという考え方で、評価をしております。ただ実際には、
0:42:50	1階の床の土間スラブを売ってますのでそこでも江藤広い面積で摩擦抵抗が働くものと考えておりますが、その保守性を考慮して評価をしていると。
0:43:02	いうところもございますので
0:43:05	あと、衛藤最後の評価結果の、
0:43:08	数字を見ましても許容限界に対して十分保守性があると考えておりますが、いかがでしょうか。
0:43:17	規制庁の宮尾ですけどね。うんうん。
0:43:21	結局これで活動しないってこと言いたいんですよね。これ結果だけ、今言った構造と、この結果フラットに見てみると、一番最初のXY1通りに土石流が来ますよね。それが当たって、
0:43:35	この基礎部分はある程度せりが生じた2法会計が出てくるんだけど、建物全体の活動は生じないし、遠く勝野時代が、転倒することもないって、
0:43:48	というのが結論なのかなと思ったんですが、どうですか。
0:44:05	規制庁の三浦ですけど。そうだなあ。
0:44:08	今の話で、局部的には、
0:44:13	基礎版の一番最初の部分が滑るかもしれないけれども、ある程度スラブとかそういうものを押さえてるんで、トータルとしては基礎版をすべてを見たもので、
0:44:23	抵抗力を出して、十分に余裕があることを確認したって、
0:44:29	いう結論で理解しましたがそういう理解でいいですか。
0:44:37	中国電力の中村です。衛藤。はい。今おっしゃっていただいたようなご理解になろうかと思えます。少しちよつと過剰負担する。
0:44:48	基礎の列ですとか先ほど言った基礎張りが無いということも踏まえまして、ちよつと江藤先ほどおっしゃっていただいたような内容をですね文章でちよつと江藤補足というか、記載の充実をしたいと思います。以上です。
0:45:02	はい。規制庁の三浦です。まさに私木下の脇側にもないのに、トータルの基礎面積を出してやってそれだけ抗力出すってのは実現象とちよつと違ってんじゃないのっていう、
0:45:14	ことです。ですから、その部分を補強するのに、今言ってたように、ローカルの整備書類化しないけども、スラブ等で伝達できるし、トータルで見た時に十分な余裕があるから大丈夫だというようなロジックをちゃんと組み立てて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:28	評価結果に記載していただきたいと思いますがそれでよろしいですか。
0:45:34	はい。中国電力の仲村です。はい、承知いたしましたあと最後の評価結果のところで、記載のほうを充実させていただきたいと思います。以上です。
0:45:43	はいよろしくお願ひします。
0:45:52	規制庁のハツトリです。
0:45:55	他に、
0:45:56	確認する点あればお願ひします。
0:46:00	よろしいでしょうか。
0:46:03	本日出た。
0:46:06	事実確認としては、
0:46:08	今の話と、
0:46:11	あとは
0:46:15	設計の考え方ですね、それがメインで、その他は記載の適正化がメインだと思いますので、
0:46:21	それは含めて
0:46:24	適正に
0:46:26	対処していただきたいと思い、考えていますがよろしいでしょうかどうぞ。
0:46:31	はい。中国電力鹿島です。本日いただいたコメントを踏まえましてですね、改めて資料の方を修正した上でまたご提示させていただきたいと思います。以上です。
0:46:41	規制庁の服部です。それでは土石流影響評価につのヒアリングについてはこれまでとしまして
0:46:49	休憩に入りたいと思います。
0:46:51	10 分間の休憩に入りますので、再開は、15 時ごろ、
0:46:59	再開したいと思いますがよろしいでしょうかどうぞ。
0:47:06	はい。中国電力の橋本です。承知しました。よろしくお願ひいたします。
0:47:11	規制庁の服部です。それでは録音を一旦停止します。
0:47:18	規制庁の服部です。それでは、ヒアリングを再開いたします。
0:47:24	後半についてはSA時の荷重の組み合わせとなります。
0:47:28	まずは資料の確認をお願いしますどうぞ。
0:47:33	中国電力のクラマスです。
0:47:36	はい後半の絵とSAGの地震との組み合わせについて資料としましては、
0:47:43	資料番号がN-S2 の補-023-06。
0:47:47	1 月 11 日に提出いたしました資料となります。
0:47:52	資料は以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:56	規制庁のハツリです。
0:47:57	資料の確認ができましたので、説明を開始してくださいどうぞ。
0:48:04	はい。中国電力のクラムスです。それでははい説明させていただきます。
0:48:10	この資料につきましては、1月14日に機電側の方の耐震関係のヒアリングにてご説明を一度させていただいております。
0:48:21	全体的な方針なり考え方というところにつきましては、設置許可審査時にもご説明をしておりますけれども基本的にはそのときと同様で、
0:48:33	今回も資料としてまとめているものになります。
0:48:36	1月14日のヒアリングにおきましては、地震PRAの結果、有効性評価の結果とSA時に地震と組み合わせる条件の関係等々について確認事項をいただいております。
0:48:49	また1月14日のヒアリングの中で、すいません本日の資料でいきますとちょっと下の方にページ数がないところになります。全体の2枚目に目次がございます。
0:49:02	その目次の中の下の方の添付資料3としまして、建物構築物のSA施設としての設計の考え方というところをお示ししております。
0:49:13	この部分につきましては建物構築物に関わる内容であるということで、本日のように、土木建築部門側のヒアリングでもご説明するようにということで、ご助言をいただきましたので本日ご説明をさせていただきますと。
0:49:28	ということで計画させていただきました。
0:49:31	それでは添付資料3の方からご説明をさせていただければと思います。後半に飛びますけれども69ページをお願いします。
0:49:47	69ページから添付資料3ということで建物構築物のSA施設としての設計の考え方をまとめた資料となっております。
0:49:55	69ページの冒頭の部分に記載をしておりますけれども、建物構築物は、SA施設の種類としましては全般施設というふうに分類をしております、
0:50:06	全般施設というものは、生条件を考慮した設計荷重とSsによる地震力を組み合わせるという方針としております。
0:50:15	69ページ、下側の方に表1ということで、SA施設のうち建物構築物の分類を表でまとめてお示ししております。
0:50:26	表からお読み取りいただきますと、いずれもの施設につきましても、常設耐震重要重大事故防止設備、釜田は右側の常設重大事故緩和設備
0:50:37	に該当するものということで、こちらに整理をしております。
0:50:43	続いて、70ページをお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:47	70 ページには(2) 項として、DB施設としての設計の考え方をまとめてお示しをしております。
0:50:56	次に 71 ページの方をお願いします。
0:51:01	71 ページでは(3) 項として衛生施設の荷重の組み合わせと許容限界の設定方針について、整理をしております。
0:51:11	71 ページの上半分辺りのところに、衛生施設、建物構築物における設定方針ということで何点か箇条書きで記載をしております。
0:51:21	まず 1 ポツ目としまして、Ss-Dと運転状態の組み合わせを考慮した、いたします。
0:51:29	次ポツ目の
0:51:31	地震の従属事象については地震との組み合わせを実施するとしておりますけれども、2 ポツ目の最後従っての部分ですがSAについては、地震の作り、独立事象として位置付けております。
0:51:44	3 ポツ目ですけれども、地震の独立事象につきましては、事象の発生確率、継続時間及び、SsもしくはSDの年超過確率の積等も考慮しまして、
0:51:56	工学的総合的に組み合わせるか否かを判断するという方針としております。
0:52:03	続いて 4 ポツ目ですけれども、蒸気により組み合わせ不要と判断された場合におきましても、事故後長期間継続する荷重とSDによる地震力の組み合わせを行います。
0:52:14	それから最後のポツのところですが、はいこちら、文章中ちょっとアンダーラインを引いておりますけれども、この下線というのが、機械関係と異なるというところで下線で識別している部分になります。
0:52:31	ただ機器配管系と異なるというところが、機械関係で、
0:52:36	期間、
0:52:37	機器配管系の場合につきましては、許容応力状態というものを定義いたしまして、
0:52:43	そういった灰をし、
0:52:45	適用する今日限界のご説明をしておりますけれども、建物構築物につきましては許容応力状態というものは定義されていないということでそういった表現定義上の違いということで、
0:52:56	赤全部を引いておりますけれども、実質の設計方針としましては、箇条書きの 5 ポツ目の中身になりますけれども、機械関係については、SA時の許容応力状態として 5ASというものを定義して、それが実質的には、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:11	DB施設のSsに対する許容応力状態 4Sと同じ許容限界を適用するという方針としておりますけども、建物構築物につきましても本質的には同様の考え方をとっております、
0:53:24	下の方になりますけども、
0:53:26	デービー施設のSsに対する狂言会と同じということで、今日限界を設定しております。
0:53:36	続いて 71 ページの下側(4)の方では、荷重の組み合わせと許容限界の検討結果についてお示しをしております。
0:53:46	発生確率継続時間と記載をしておりますけれども、結論としては、71 ページの一番下のところ、建物構築物につきましても、SAの荷重とSsによる地震力を組み合わせると。
0:53:58	いう方針を記載をしております。
0:54:03	次に 72 ページをお願いします。
0:54:08	こちらでは(5)として、SAと地震の組み合わせに対する許容限界の考え方をお示ししております。
0:54:17	内容としましては表 2 の方に、荷重の組み合わせと許容限界をまとめておまして、
0:54:22	SA施設につきましてはSsに対して終局の強限界を適用するところを記載しております。
0:54:31	それから 72 ページの下側の方に記載をしておりますけども、
0:54:36	DBA時、長期の荷重は、結果的に運転時と同じとなるということで、表 2 の中で、PAGカッコ長期+SDというものは、
0:54:46	より地震力の大きい運転時+Ssに包絡されるところを記載をしております。
0:54:56	次の 73 ページをお願いします。
0:55:01	73 ページには補足資料の 1 として、SA施設のうちの建物構築物のSA時の条件がデービーの条件を超えるか否かというような観点での分類をお示しております。
0:55:14	表の中の荷重状態の分類ということでABCといった形で分類をしておりますけれども、分類の凡例は下の方に中、注記の下のところになりますけども、はいが、
0:55:26	SA条件がDBを超える施設施設、BがSA条件がDB条件に包絡される施設、Cがデービーを兼ねないSA施設ということでそういった分類でお示しをしております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:40	続きまして 74 ページに補足資料 2 ということで、建物構築物におきまして地震力と組み合わせる荷重を表 3 の通り整理をしております。
0:55:51	はい当社からのご説明は以上です。
0:55:58	規制庁のハツリです。説明ありがとうございます。
0:56:02	それではただいまの説明に対して確認する点がある方お願いします。どうぞ。
0:56:14	規制庁の三浦です。今のご説明どうもありがとうございます。
0:56:19	結局この結論は、建物構築物のSA施設において、
0:56:26	格納容器バウンダリを形成している鉄筋コンクリート部座施設がないので、温度荷重が作用するのは燃料プールだけだと。
0:56:36	燃料プールについて地震の組み合わせでは、許容限界は終局なんだと。
0:56:44	褶曲なので、これは熱応力を考慮する必要がないと。
0:56:49	ということなので、結果として、DGは運転時に包絡され、SA時は運転時と同一になると。
0:56:57	いう内容で政府としての特に検討が必要ないという内容であるというふうに理解したんですがその理解でよろしいでしょうか。
0:57:07	中国電力の柏木です。今三浦さんがご説明いただいた通り、ご認識の通りでございます。結論としては、一番最後に記載しております通り、
0:57:17	結局政治は運転時と同一になると、そういうような理解で、よろしく願います以上です。はい、わかりました。あと、ちょっと引き下げた話なんですけど、
0:57:28	以前のプラントLAN塗装になってる箇所が 74 ページの下から 6 行目。
0:57:34	なんですけど、
0:57:35	熱応力の扱いとして終局状態では、鉄筋コンクリート部材の熱応力は考慮しない。
0:57:44	ということですよ。
0:57:49	中国電力の柏木です。おっしゃられる通りで、ちょっとここ説明が不足してますので内容を追記させていただきます以上です。そうですね。コンクリート部材に関しては終局時に熱の影響がないというのがベースなので、ここは明確に、
0:58:05	鉄筋コンクリート部材の熱応力は考慮しないというふうに記載をしておいてください。
0:58:11	以上です。
0:58:13	中国電力のカシワギで承知いたしましたありがとうございます。
0:58:19	規制庁のハツリです。他に確認する点がある方お願いします。
0:58:25	よろしいでしょうか。
0:58:29	はい。それでは 1 点確認なんですけれども、今の記載の適正化については、
0:58:37	1 月の 14 日のヒアリング

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:42	に対するコメント回答えつと同時に回答していただけるという理解でよろしいでしょうかどうぞ。
0:58:52	中国電力のクラマスです。はい。承知いたしました。1月14日貴殿、
0:58:58	分野の方のヒアリングでちょうどしております確認事項への回答とあわせまして、ご回答させていただきます。以上です。
0:59:05	規制庁の服部です。他にないようでしたらヒアリングをこれで終わりにしたいと思えますけど、先ほどの土石流の影響評価も含めて、
0:59:17	再度確認しますけれども確認したい点がある方おられればお願いしますどうぞ。
0:59:27	規制庁の服部ですナグラさん何かありますかどうぞ。
0:59:36	ナグラです特にありません。
0:59:39	規制庁の服部です。
0:59:41	それでは
0:59:45	事実確認については
0:59:48	今の通りとなりますので特に、
0:59:52	追加して確認する点がなければ終了したいと思います。
0:59:55	中国電力側から何か追加して説明しておきたいことがあればお願いしますどうぞ。
1:00:05	中国電力のカシワギですこちらから特にございません。
1:00:08	規制庁のハツリですはいわかりました。それではヒアリングを終了いたします。どうもありがとうございました。
1:00:16	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。